

# 青森県報

号外第三十二号

令和三年  
三月三十一日  
(水曜日)

## 目次

### 人事委員会

- 人事委員会規則七―六〇(福祉業務手当)の一部を改正する規則……………(職員課)…
- 人事委員会規則七―六七(管理職手当)の一部を改正する規則……………(同)…
- 人事委員会規則二―一六(職員の退職管理に関する規則)の一部を改正する規則……………(同)…

## 人事委員会

人事委員会規則七―六〇(福祉業務手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 熊地貴志

### 人事委員会規則七―六〇(福祉業務手当)の一部を改正する規則

人事委員会規則七―六〇(福祉業務手当)の一部を次のように改正する。

第四条第五号中「課長」の下に「(第二号に該当する者を除く。)」を加え、同条

第七号中「第三十四条第二項第三号」を「第三十四条第三項第三号」に改める。

第五条第一号中「第四号まで」の下に「又は第九号」を加え、「一万二千六百元

を「一万八千九百元」に、「六百元」を「九百元」に改め、同条第三号を削り、

同条第四号を同条第三号とし、同条第五号を同条第四号とする。

第七条第一号中「第四号まで」の下に「又は第九号」を加え、「六百元」を「九百元」に改め、同条第三号を削る。

### 附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―六七(管理職手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 熊地貴志

### 人事委員会規則七―六七(管理職手当)の一部を改正する規則

人事委員会規則七―六七(管理職手当)の一部を次のように改正する。

別表第一知事の事務部局の項中「地域県民局長」を「地域県民局長(区分四類のもの

を除く。)」に、「出納局次長」を

「出納局次長 地域県民局長(職務の級行政職給料表八級の

ものに限る。)」に、

「地域県民局地域連携部長(区分六類のものを除く。)」を

「地域県民局地域連携部長(区分六類のものを除く。)」に、

「地域県民局地域連携部長(区分六類のものを除く。)」に、「地域県民局地域健康

(区分五類のものを除く。)」を「地域県民局県税部長」に、「地域県民局地域健康

福祉部福祉こども総室長」を

「地域県民局地域健康福祉部福祉こども総室長 東青地域県民局地域健康福祉こども女性相談総室長」

に、「十和田食肉衛生検査所長」を

「十和田食肉衛生検査所長 青い森鉄道

女性相談所長 田舎館食肉衛生検査所長」に、

「青い森鉄道専門監 世界文化遺産登録専門監」を

「青い森鉄道専門監 世界文化遺産登録専門監」に、

「青い森鉄道専門監 世界文化遺産登録専門監」を

「青い森鉄道専門監 世界文化遺産登録専門監」に、

「青い森鉄道専門監 世界文化遺産登録専門監」を

「青い森鉄道専門監 世界文化遺産登録専門監」を

「青い森鉄道専門監 世界文化遺産登録専門監」を

「青い森鉄道専門監 世界文化遺産登録専門監」を

「青い森鉄道専門監 世界文化遺産登録専門監」を

「青い森鉄道専門監 世界文化遺産登録専門監」を

「青い森鉄道専門監 世界文化遺産登録専門監」を

